

大洗町と茨城県行政書士会との包括連携協定書

大洗町（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時の被災者支援及び大洗町民の相続に伴う手続き支援に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することにより、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災者支援及び大洗町民の相続に伴う諸手続について支援することにより、安全・安心な暮らしの確保と行政サービスの向上に資することを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、相互に協力する。

- (1) 災害時の被災者支援相談窓口の開設
- (2) 町民の相続に伴う諸手続の支援
- (3) その他本協定の目的の達成に資すること

2 甲及び乙は、連携事業を具体的に実施するにあたり、その内容を別途定めるものとする。また、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本協定の履行以外の他の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負う。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意をもって協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和 6年12月19日

甲 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275

大洗町

大洗町長

國井豊

乙 茨城県水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

会長

古川正美